

浄化槽の維持管理

浄化槽が所期の性能を発揮するためには、浄化槽を正しく使用することが必要です。浄化槽法では、浄化槽使用者のうち責任者を浄化槽管理者とし、その管理者には定期的な保守点検と蓄積した汚泥を系外へ搬出する清掃を実施することが義務付けられています。

浄化槽管理者は必ずしも保守点検および清掃に関する専門的知識を有するとは限らないため、通常それらの業務を浄化槽保守点検業者および浄化槽清掃業者に委託しています。これらの保守点検、清掃が正しく行われ、所期の性能を発揮しているかを、毎年1回、都道府県知事によって指定された検査機関の行う法定検査を受けることが義務付けられています。

浄化槽の維持管理を実施する浄化槽技術者には、浄化槽管理士、浄化槽清掃技術者および浄化槽検査員などがあります。

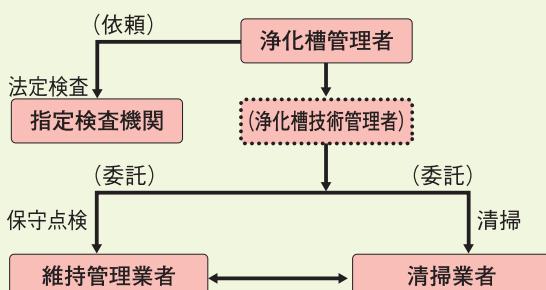
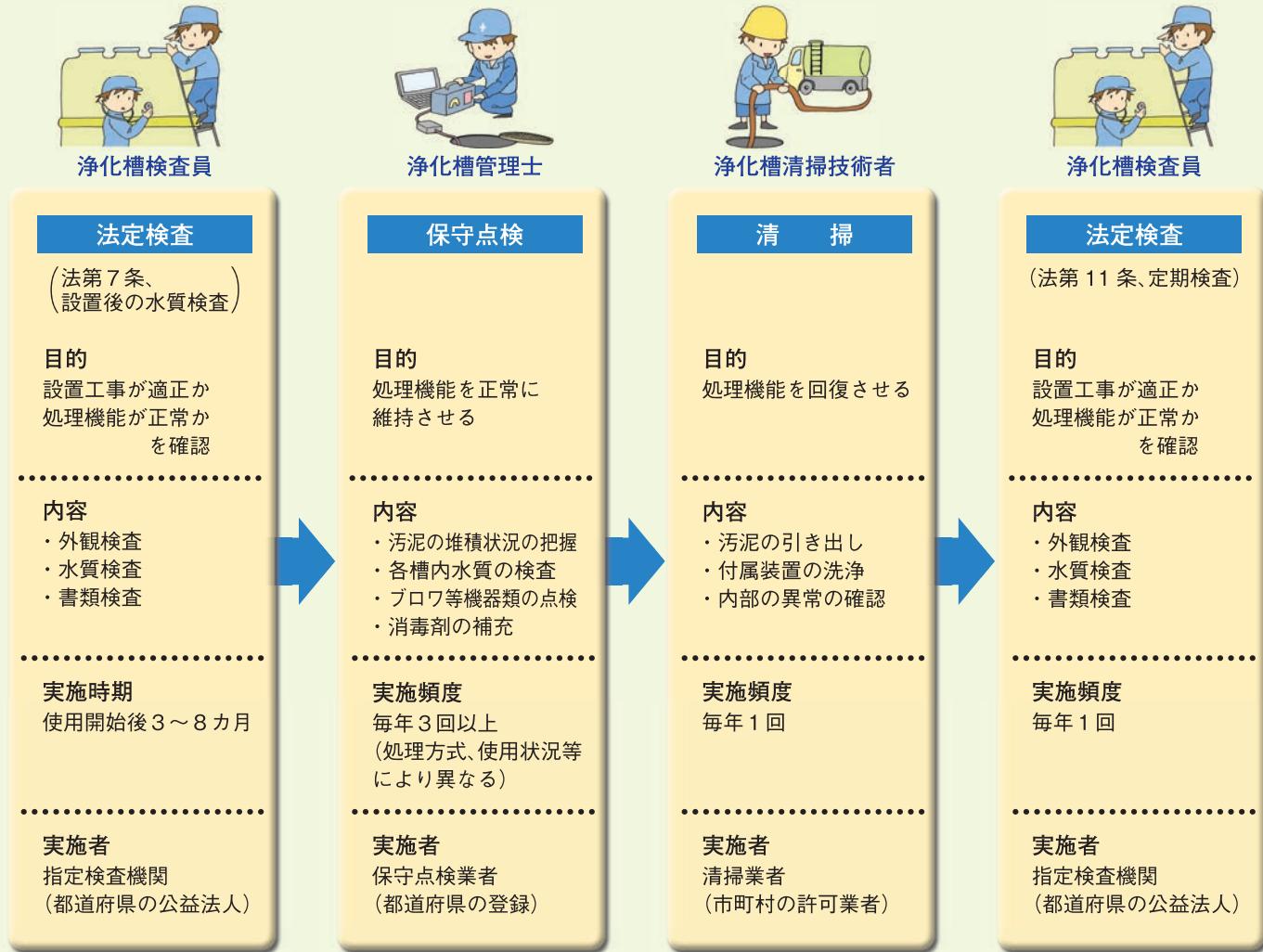


図-18 浄化槽の維持管理体制

コラム6 ●浄化槽に係る技術者および事業者

資格者／事業者	登録者／事業者数	業務内容	根拠法令
浄化槽管理士	80,042	浄化槽の保守点検	浄化槽法
浄化槽設備士	86,595	浄化槽の施工	
浄化槽技術管理者	29,794	501人槽以上の浄化槽の管理	浄化槽法
浄化槽清掃技術者	16,021	浄化槽の清掃	浄化槽法
浄化槽検査員	1,280	浄化槽の法定検査	施行規則
指定検査機関	65	浄化槽の法定検査	
浄化槽メーカー	18	浄化槽の研究開発および製造	
浄化槽保守点検業者	12,435	浄化槽の保守点検	浄化槽法
浄化槽清掃業者	5,291	浄化槽の清掃	
浄化槽施工業者	28,356	浄化槽の施工	

(2015年度末)